

障害福祉サービス事業者等自主点検表

(令和 6 年 10 月版)

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援】

障害福祉サービス事業者等自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、障害福祉サービス事業者等の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

現行 自主点検表に記載し紙で提出

変更 【提出用】に記載（入力）し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載（入力）してください。

- ① 定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自主点検表は、指定計画相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援、および指定障害児相談支援の運営基準等を基調に作成されています。

点検項目ごとに事業種別の略称が記載されていますので、該当する項目について点検してください。

※ 事業種別の略称 **共通**…全事業共通 **計画**…計画相談支援事業 **障害児**…障害児相談支援事業
地域移行…地域移行支援事業 **地域定着**…地域定着支援事業

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日法律第123号)(障害者総合支援法)
児福法	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号)
児福施行規則	児童福祉法施行規則(昭和 23 年 3 月 31 日厚生労働省令第 11 号)
計画基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)
計画基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
地域基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号)
地域基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
障害児基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)
障害児基準解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号)

指定障害福祉サービス事業所自主点検表 目次

項目	内容
第1 障害者虐待の防止	
1	障害者虐待の防止 共通
第2 基本方針	
2-1	基本方針 計画
2-2	基本方針 地域移行
2-3	基本方針 地域定着
2-4	基本方針 障害児
第3 人員に関する基準	
3-1	従業者 計画 障害児
3-2	従業者 地域移行 地域定着
4	管理者 共通
5	従たる事業所を設置する場合における特例 計画 障害児
6	労働条件の明示 共通
第4 運営に関する基準	
7	内容及び手続きの説明及び同意 共通
8	契約内容の報告 共通
9	提供拒否の禁止 共通
10	サービス提供困難時の対応 共通
11-1	受給資格の確認 計画
11-2	受給資格の確認 地域移行 地域定着
11-3	受給資格の確認 障害児
12-1	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 計画 障害児
12-2	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 地域移行 地域定着
13	身分を証する書類の携行 共通
14	計画相談支援給付費の額等の受領 共通
15	利用者負担額に係る管理 計画 障害児
16	計画相談支援給付費の額に係る通知 共通
17-1	具体的取扱方針 計画 障害児
17-2	具体的取扱方針 地域移行
17-3	具体的取扱方針 地域定着
18	サービス等利用計画等の書類の交付 計画 障害児
19	利用者に関する市町村への通知 共通
20	管理者の責務 共通
21	運営規程 共通
22	勤務体制の確保 共通
23	業務継続に向けた取組の強化について 共通
24	設備及び備品 共通
25	衛生管理 共通
26	掲示 共通

項目	内容
27	秘密保持 共通
28	広告 計画 障害児
29-1	障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止 計画 障害児
29-2	障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止 地域移行 地域定着
30	苦情解決 共通
31	事故発生時の対応 共通
32	虐待の防止 共通
33	会計の区分 共通
34	記録の整備 共通
35	連絡調整に対する協力 地域移行 地域定着
36	心身の状況等の把握 地域移行 地域定着
37	障害福祉サービス事業者等との連絡 地域移行 地域定着
38	サービス提供の記録 地域移行 地域定着
39	利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲 地域移行 地域定着
40	地域移行支援計画の作成 地域移行
41	地域における生活に移行するための活動に関する支援 地域移行
42	障害福祉サービスの体験的な利用支援 地域移行
43	体験的な宿泊支援 地域移行
44	関係機関との連絡調整 地域移行
45	情報の提供 地域移行 地域定着
46	地域定着支援台帳の作成 地域定着
47	常時の連絡体制の確保 地域定着
48	緊急の事態における支援 地域定着
第5 その他	
49	変更の届出 共通

項目	点検のポイント	点検	根拠
第1 障害者虐待の防止			
1 障害者虐待の防止 共通	(1) 事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。 ※養護者(障害者福祉施設従事者等)による障害者虐待に該当する行為 ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ⑤ 養護者又は障害者の親族が(障害者福祉施設従事者等が)障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。	はい いいえ	障害者虐待防止法第6条 障害者虐待防止法第2条
	(2) 障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい いいえ	障害者虐待防止法第7条、第16条
	(3) 障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 <参照> ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成30年6月改訂版 厚生労働省社会・援護局) ・厚労省通知「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日付け障発第1020001号)	はい いいえ	障害者虐待防止法第15条
第2 基本方針			
2-1 基本方針 計画	(1) 計画相談支援の事業を、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。 ※ 計画相談支援とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、 ① 「サービス利用支援」とは、サービスの申請等に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案してサービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。 ② 「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、当該サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。	はい いいえ	計画基準第2条第1項 法第5条第22項・第23項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して計画相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ	計画基準 第2条第2項
	(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して計画相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ	計画基準 第2条第3項
	(4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。	はい いいえ	計画基準 第2条第4項
	(5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	はい いいえ	計画基準 第2条第5項
	(6) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ	計画基準 第2条第6項
2-2 基本方針 地域移行	(1) 地域移行支援の事業では、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っていますか。 ※ 地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行うものをいいます。	はい いいえ	地域基準 第2条第1項 法第5条 第20項
	(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域移行支援の事業を行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第2条第2項
	(3) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ	地域基準 第2条第3項
	(4) 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい いいえ	地域基準 第2条第4項 第39条第4項
2-3 基本方針 地域定着	(1) 地域定着支援の事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っていますか。 ※ 地域定着支援とは、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況におい	はい いいえ	地域基準 第39条第1項 法第5条 第21項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	て生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を行うものをいいます。		
	(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域定着支援の事業を行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第39条第2項
	(3) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ	地域基準 第39条第3項
2-4 基本方針	(1) 障害児相談支援の事業を、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。	はい いいえ	障害児基準 第2条第1項 児福法 第6条の2の2 第7項・第8項・ 第9項
障害児	※ 障害児相談支援とは、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいい、 ① 「障害児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定等が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。 ② 「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。		
	(2) 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して障害児相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ	障害児基準 第2条第2項
	(3) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して障害児相談支援の事業を行っていますか。	はい いいえ	障害児基準 第2条第3項
	(4) 障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。	はい いいえ	障害児基準 第2条第4項
	(5) 市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	はい いいえ	障害児基準 第2条第5項
	(6) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ	障害児基準 第2条第6項
第3 人員に関する基準			
3-1 従業者	(1) 事業所 ^(※) ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。	はい いいえ	計画基準 第3条第1項 障害児基準 第3条
計画			

項目	点検のポイント	点検	根拠
障害児	(※) 事業所(特定相談支援事業所)とは、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行う事業所をいいます。〔計画〕 ※ 相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。 例えば、相談支援のサービス提供時間帯において、相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。〔計画〕〔障害児〕 なお、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。)については、業務に支障がない場合認めるものとします。〔計画〕 特定相談支援事業所又は一般相談支援事業所と業務を兼務する場合については、業務に支障がない場合認めるものとします。〔障害児〕		〔計画〕基準解釈通知第二の1の(1) 〔障害児〕基準解釈通知第二の1の(1)
	(2) 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(障害児相談支援対象保護者の数)が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。 ※ 相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。 ※ 「1ヶ月平均」…当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものです。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。 ※ 「利用者の数」…指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。〔計画〕 障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所を一体的に運営している場合には、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとします。〔障害児〕	はい いいえ	〔計画〕基準第3条第2項 〔障害児〕基準第3条第2項 〔計画〕基準第3条 〔計画〕基準解釈通知第二の1の(1)③ 〔障害児〕基準第3条 〔障害児〕基準解釈通知第二の1の(1)③
	(3) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験(業務により3年、5年、10年)を満たしていますか。 ※ 令和2年度からは、主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任者研修を修了したものとみなされます。 ※ 令和2年度より研修制度が見直されました。詳細は、下記を参照してください。 「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年厚生労働省告示第227号)〔計画〕 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年厚生労働省告示第225号)〔障害児〕	はい いいえ	〔計画〕基準第3条 〔障害児〕基準第3条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(4) 利用者が利用する障害福祉サービス事業所(自立生活援助事業所を除く)等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施していますか。<u>計画</u> 障害児が利用する障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。<u>障害児</u> ※ 中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから次に掲げる場合を除き、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。 ① 身近な地域に相談支援事業者がない場合 ② 支給の決定又は変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該決定等から概ね3か月以内の場合 ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合	はい いいえ	<u>計画</u> 基準解釈通知第二の1の(1) <u>障害児</u> 基準解釈通知第二の1(1)
	(5) 相談支援員を配置している場合は次の要件をいずれも満たしていますか。<u>計画</u> a 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。 b 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。 (a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 (b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施 (c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 ※ 配置される相談支援員については、専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者である者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要です。	はい いいえ 該当なし	<u>計画</u> 基準解釈通知第二の1の(1)
3-2 従業者	(1) 一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を配置していますか。 ※ 一般相談支援事業所とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所をいいます。	はい いいえ	<u>地域</u> 基準第3条第1項・第40条 <u>地域</u> 基準解釈通知第二の1(1)
<u>地域移行</u> <u>地域定着</u>	(2) (1)の従事者のうち1人以上は、相談支援専門員を配置していますか。 (3) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験(業務により3年、5年、10年)を満たしていますか。 ※ 令和2年度より研修制度が見直されました。 詳細は、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年厚生労働省告示第226号)を参照してください。 ※ 令和2年度からは、主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任	はい いいえ	<u>地域</u> 基準第3条第2項 <u>地域</u> 基準第3条第2項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	者研修を修了したものとみなされます。		
4 管理者 共通	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※ 次に掲げる場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。 ア 当該指定特定相談支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定特定相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定特定相談支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 また、当該指定特定相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定障害児相談支援事業所、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。	はい いいえ	計画基準 第4条 地域基準 第4条・第40条 障害児基準 第4条 計画基準 解釈通知第二の1の(2) 地域基準 解釈通知第二の1(2) 障害児基準 解釈通知第二の1の(2)
5 従たる事業所を設置する場合における 特例 計画 障害児	(1)主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置していますか。 ※ 次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね 30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。	はい いいえ	計画基準 第4条の2 障害児基準 第4条の2 計画基準 解釈通知第二の1の(3) 障害児基準 解釈通知第二の1の(3)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ 1 人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員を配置していますか。	はい いいえ	
6 労働条件 の明示 [共通]	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所・従事すべき業務の内容 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦昇給に関する事項 (⑧昇給の有無 ⑨退職手当の有無 ⑩賞与の有無、⑪相談窓口) ※パートタイム労働者を雇い入れたときには、上記⑧～⑪についても文書で明示しなくてはなりません。	はい いいえ	労働基準法 第 15 条 労働基準法 施行規則 第 5 条
第4 運営に関する基準			
7 内容及び 手続きの 説明及び 同意 [共通]	(1) 利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(※)について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始につき、当該利用申込者の同意を得ていますか。 (※) サービスの選択に資すると認められる重要事項は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は、利用者及び事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいとされています。 ※ 重要事項説明書は 2 部作成し、それぞれ説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1 部は利用者に交付し、1 部は事業所にて保管してください。 ※ 上記の重要事項説明書への記名押印と、契約書への記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容や契約内容を十分理解して事業所の選択が行われるために、利用申し込みの際に(契約前に)サービスの内容などを利用者に説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。	はい いいえ	[計画]基準 第 5 条第 1 項 [地域]基準 第 5 条第 1 項 ・第 45 条 [障害児]基準 第 5 条第 1 項 [計画]基準 解釈 通知第二の 2 の (1) [地域]基準 解釈 通知第二の 2 の (1) [障害児]基準 解釈 通知第二の 2 の (1)
	(2) 利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条の規定に基づき書面(利用契約書等)を交付していますか。 ※ 利用契約書には、次の事項を記載してください。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日	はい いいえ	[計画]基準 第 5 条第 2 項 [地域]基準 第 5 条第 2 項 ・第 45 条 [障害児]基準 第 5 条第 2 項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 ※ 利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく、事業者(法人・法人代表者)です。 利用契約書には、法人代表者^(注)の職名・氏名を記載し、代表者印^(注)を押印してください。 (注)契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除きます。 ※ 利用契約書は 2 部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印等し、1 部を利用者に交付し、1 部は事業所が保管してください。 ※ 契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない(自動更新規定を設けていない。)等の指摘例があります。 ※ 利用契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語がないか点検してください。		
8 契約内容 の報告 共通	(1) 利用契約をしたときは、契約成立の旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	はい いいえ	計画基準 第 6 条第 1 項 地域基準 第 6 条・第 45 条 障害児基準 第 6 条
	(2) サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。計画 障害児	はい いいえ	計画基準 第 6 条第 2 項 障害児基準 第 6 条第 2 項
	※ モニタリング結果について初めて、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告してください。 ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合		計画基準解釈 通知第二の 2 の (2)
9 提供拒否 の禁止 共通	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 <正当な理由> ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 等	はい いいえ	計画基準 第 7 条 地域基準 第 7 条・第 45 条 障害児基準 第 7 条
	※ 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。		計画基準解釈 通知第二の 2 の (3)
	※ 行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算(以下「体制整備加算」という。)を算定している事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないので留意してください。計画 障害児		地域基準解釈 通知第二の 2 の (3) 障害児基準 解釈通知第二の 2 の(3)

項目	点検のポイント	点検	根拠
10 サービス提供困難時の対応 [共通]	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい いいえ	[計画]基準 第8条 [地域]基準 第9条・第45条 [障害児]基準 第8条
11-1 受給資格の確認 [計画]	(1) サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確認していますか。	はい いいえ	[計画]基準 第9条
	(2) 支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	はい いいえ	[計画]基準 解釈 通知第二の2の(5)
11-2 受給資格の確認 [地域移行] [地域定着]	サービスの提供に当たっては、地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認していますか。	はい いいえ	[地域]基準 第10条・第45条 [地域]基準 解釈 通知第二の2の(3)
11-3 受給資格の確認 [障害児]	(1) サービスの提供に当たっては、通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認していますか。	はい いいえ	[障害児]基準 第9条 [障害児]基準 解釈 通知第二の2の(5)
	(2) 通所支給決定を受けていない障害児について、障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	はい いいえ	[障害児]基準 解釈 通知第二の2の(5)
12-1 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 [計画] [障害児]	支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	[計画]基準 第10条 [障害児]基準 第10条
12-2 支給決定又は地域相談支援	(1) 地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	[地域]基準 第11条第1項・ 第45条

項目	点検のポイント	点検	根拠
給付決定の申請に係る援助 地域移行 地域定着	(2) 地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第 11 条第 2 項・ 第 45 条
13 身分を証する書類の携行 共通	相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	はい いいえ	計画基準 第 11 条 地域基準 第 14 条・第 45 条 障害児基準 第 11 条 計画基準解釈 通知第二の 2 の (7) 地域基準解釈 通知第二の 2 の (8) 障害児基準解 釈通知第二の 2 の(7)
14 計画相談 支援給付 費の額等 の受領 共通	(1) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費等の額の支払いを受けていますか。 (2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ※ 当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。 (3) (1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。	はい いいえ 該当なし はい いいえ 該当なし はい いいえ 該当なし	計画基準 第 12 条 地域基準 第 17 条・第 45 条 障害児基準 第 12 条
15 利用者負担額に係る管理 計画 障害児	(1) サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。 (2) 利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。	はい いいえ 該当なし はい いいえ 該当なし	計画基準 第 13 条 障害児基準 第 13 条
16 計画相談 支援給付 費の額に 係る通知 共通	(1) 法定代理受領により計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費等の額を通知していますか。 ※ 通知には、通知の日、サービス利用月(必要に応じて利用の内訳)、計画相談支援給付費等の支給を受けた日、計画相談支援給付費の額等を記載します。 (2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。	はい いいえ はい いいえ 該当なし	計画基準 第 14 条 地域基準 第 18 条・第 45 条 障害児基準 第 14 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
17-1 具体的取扱方針 計画 障害児	(1) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。計画	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第1項第1号
	管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。障害児		
	(2) サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第1項第2号
	※ 計画相談支援等は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。		計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の (11)の②
	(3) サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第1号
	(4) サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第2号
17-1 具体的取扱方針 計画 障害児 ※続き	※ 継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。		計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(11) の④
	(5) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。計画	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第3号
	障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、通所支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、 <u>保育所等への移行支援等の取組や地域との交流の機会の確保等の取組も含めて</u> 障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていますか。障害児		
	※ 保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。		計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(11) の⑤
17-1 具体的取扱方針 計画 障害児 ※続き	(6) サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。計画	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第4号
	障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。障害児		
	※ 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる計画案を最初から提示することがあってはなりません。		計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(11) の⑥

項目	点検のポイント	点検	根拠
17-1 具体的取扱 方針 計画 障害児 ※続き	(7) サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っていますか。 ※ アセスメントは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 ※ アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。 ※ アセスメントの記録は、5年間保存してください。 ※ 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければなりません。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第5号 計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(11) の⑦
	(8) アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 ※ アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第6号 計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(11) の⑨
	(9) アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 ※ 相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第6号 計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(11) の⑨
	(10) 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援(計画)、通所支援(障害児)、が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成していますか。 ① 利用者及びその家族の生活に対する意向 ② 総合的な援助の方針 ③ 生活全般の解決すべき課題 ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量 ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項 ⑦ モニタリング期間に係る提案 等 ※ モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わり等の内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければなりません。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第2項第7号 計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(11) の⑨⑩

項目	点検のポイント	点検	根拠
17-1 具体的取扱 方針 [計画] [障害児] ※続き	※ 目標達成時期には、モニタリングの実施により、計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援（[計画]）、通所支援（[障害児]）の評価を行い得るようにすることが重要です。		
	(11) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしていますか。[計画]	はい いいえ	[計画]基準 第 15 条第 2 項第 8 号 [計画]基準解釈 通知第二の 2 の (11)の⑪
	※ 短期入所の利用日数に係る「日数が年間 180 日を超えない」という目安については、当該計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間 180 日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。		
	※ 利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所を当該計画案に位置付けることも可能です。		
	(12) 共同生活援助のうち日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、モニタリング実施標準期間を 3 か月間としていますか。[計画]	はい いいえ 該当なし	[計画]基準解釈 通知第二の 2 の (11)の⑫
	※ 日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、他の類型の共同生活援助よりも短く 3 月間としていることに留意してください。		
	※ 適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、あわせて留意してください。		
	(13) サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	はい いいえ	[計画]基準 第 15 条第 2 項第 9 号 [障害児]基準 第 15 条第 2 項第 8 号
	(14) サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成した際には、当該計画案を遅滞なく利用者等に交付していますか。	はい いいえ	[計画]基準 第 15 条第 2 項第 10 号 [障害児]基準 第 15 条第 2 項第 9 号
	※ 交付した計画案は、5年間保存してください。		[計画]基準解釈 通知第二の 2 の (11)の⑭ [障害児]基準 解釈通知第二の 2 の (11)の⑮

項目	点検のポイント	点検	根拠
17-1 具体的取扱 方針 計画 障害児 ※続き	(15) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。計画	はい いいえ	計画基準 第15条第2項第11号 障害児基準 第15条第2項第10号
	通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。障害児		計画基準 第15条第2項第11号
	※ 計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の開催等により、利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要です。なお、会議等の記録は、5年間保存してください。		計画基準 第15条第2項第12号 障害児基準 第15条第2項第11号
	(16) サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	はい いいえ	計画基準 第15条第2項第12号 障害児基準 第15条第2項第11号
	(17) サービス等利用計画または障害児支援利用計画を作成した際には、当該計画を遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。	はい いいえ	計画基準 第15条第2項第13号 障害児基準 第15条第2項第12号
	※ 交付した計画は、5年間保存してください。		計画基準 第15条第2項第12号 計画基準 第15条第2項第12号 計画基準 第15条第2項第12号 計画基準 第15条第2項第12号
	(18) サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後、計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。	はい いいえ	計画 障害児 基準第15条 第3項第1号
	※ 計画相談支援及び障害児相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせる利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。		計画基準 第15条 第3項第1号
	※ 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存してください。		計画基準 第15条 第3項第1号

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(19) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。	はい いいえ	計画 障害児 基準第 15 条 第 3 項第 2 号
	※ モニタリングの期間は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次に掲げる者の区分に応じ、1～4 に定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とします。ただし、1に掲げる期間については、支給決定又はその変更に係る障害福祉サービスの利用開始から起算して3月を経過するまでの間に限ります。 1. 支給決定又はその変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者・・・1 か月 2. 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれも 1 に掲げる者を除く)のうち、次に掲げる者・・・1か月 イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支を行うことが必要である者 ロ 単身の世帯に属するため又はその同居家族等の障害、疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者 3. 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(1、2に掲げる者を除く)のうち、次に掲げるもの・・・3か月 イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。)を利用する者 ロ イ以外の者で、65 歳以上の者(居宅介護支援又は介護予防支援を利用する者を除く) 4. 療養介護、重度障害者等包括支援もしくは施設入所支援を利用する者(1 に掲げる者を除く。)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者もしくは地域定着支援を利用する者(いずれも 1～3 に掲げる者を除く)又は地域移行支援を利用する者(1 に掲げる者を除く)・・・6か月 ※ 平成 30 年度及び平成 31(令和元)年度にモニタリング期間の見直しがありましたが、現に計画作成済の対象者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例によります。	施行規則 第 6 条の 16	

17-1
具体的取扱
方針

計画
障害児
※続き

項目	点検のポイント	点検	根拠																																		
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">旧基準</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><th>30 年度</th><th>31 年度～</th></tr><tr><td colspan="2">新規利用者</td><td colspan="3">1 月間※利用開始から 3 月のみ</td></tr><tr><td rowspan="4">在宅のサービス・通所支援等</td><td>集中的の支援が必要な者</td><td colspan="3">1 月間</td></tr><tr><td>就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助</td><td>—</td><td colspan="2">3 月間</td></tr><tr><td>居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練</td><td colspan="2">6 月間</td><td>3 月間</td></tr><tr><td>生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援</td><td colspan="2">6 月間</td><td>6 月間 ※65 歳以上で居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は 3 月間</td></tr><tr><td colspan="2">施設入所等</td><td>1 年間</td><td colspan="2">6 月間</td></tr></table> ※ 計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行い、市が通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、<u>障害者支援施設等又は精神科病院等で面接を行い、その結果を記録してください。</u> ※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存してください。	対象者		旧基準	見直し後		30 年度	31 年度～	新規利用者		1 月間※利用開始から 3 月のみ			在宅のサービス・通所支援等	集中的の支援が必要な者	1 月間			就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	—	3 月間		居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6 月間		3 月間	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6 月間		6 月間 ※65 歳以上で居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は 3 月間	施設入所等		1 年間	6 月間			計画基準解釈通知第二の 2 の(11)の⑨ 障害児基準解釈通知第二の 2 の(11)の⑩
対象者					旧基準	見直し後																															
		30 年度	31 年度～																																		
新規利用者		1 月間※利用開始から 3 月のみ																																			
在宅のサービス・通所支援等	集中的の支援が必要な者	1 月間																																			
	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	—	3 月間																																		
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6 月間		3 月間																																	
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6 月間		6 月間 ※65 歳以上で居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は 3 月間																																	
施設入所等		1 年間	6 月間																																		
	(20) サービス等利用計画または障害児支援利用計画の変更に当たっては、(3)から(10)及び(15)から(17)までに規定された一連の業務を行っていますか。	はい いいえ	計画 障害児基準第 15 条第 3 項第 3 号																																		
	(21) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	はい いいえ	計画 障害児基準第 15 条第 3 項第 4 号																																		
	(22) 障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。	はい いいえ	計画 障害児基準第 15 条第 3 項第 5 号																																		
	(23) <u>相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。</u>	はい いいえ	障害児基準解釈通知第二の 2 の(12)の①																																		
	(24) <u>テレビ電話装置等を活用した面接を行う場合は次のア・イを満たしていますか。</u> <u>ア 障害児が特別地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があること。なお、一定の距離については、事業所から居宅への訪問に片道概ね 1 時間以上を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</u> <u>イ テレビ電話装置等を活用したアセスメント又はモニタリングを行おうとするその前月又は前々月に、実際に当該障害児の居宅を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。</u>	はい いいえ	障害児基準解釈通知第二の 2 の(11)の⑪																																		

項目	点検のポイント	点検	根拠
17-2 具体的取 扱方針	(1) 管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支 援計画の作成その他地域移行支援に関する業務を担当させています か。	はい いいえ	地域基準 第19条第1号 地域基準解釈 通知第二の2の (13)の①
地域移行	(2) 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対 して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的 指導及び助言を行わせていますか。	はい いいえ	地域基準 第19条第2号 地域基準解釈 通知第二の2の (13)の②
	(3) 事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に 応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画 一的なものとならないよう配慮していますか。	はい いいえ	地域基準 第19条第3号
	(4) サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うこ とを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について 理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者 による支援等適切な手法を通じて行っていますか	はい いいえ	地域基準 第19条第4号 地域基準解釈 通知第二の2の (13)の③
	※ 地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課 題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。		
17-3 具体的取 扱方針	(1) 管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支 援台帳の作成その他地域定着支援に関する業務を担当させています か。	はい いいえ	地域基準 第41条第1号
地域定着	(2) 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対 する技術的指導及び助言を行わせていますか。	はい いいえ	地域基準 第41条第2号
	(3) 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っています か。	はい いいえ	地域基準 第41条第3号
	(4) サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うこ とを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理 解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者に よる支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第41条第4号
18 サービス等 利用計画 等の書類 の交付	利用者等が他の相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者 等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利 用計画または障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交 付していますか。	はい いいえ	計画基準 第16条 障害児基準 第16条
計画 障害児			
19 利用者に 関する市 町村への 通知	利用者が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費等の支給 を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村 に通知していますか。	はい いいえ	計画基準 第17条 地域基準 第25条・第45 条 障害児基準 第17条
共通			
20 管理者の	(1) 管理者は、従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務 の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい いいえ	計画基準 第18条 地域基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
責務 共通	(2) 管理者は、従業者に「第4運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい いいえ	第26条・第45条 障害児基準 第18条
21 運営規程 共通	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、地域生活支援拠点である場合はその旨及び必要な機能のうち満たす機能 等) ※ ②「従業者」…相談支援専門員、相談支援員又は地域移行(定着)支援従事者とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載してください。 ※ ④「サービスの提供方法及び内容」…サービス内容及び利用者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。「利用者から受領する費用及びその額」については、法定代理受領を行わない場合の相談支援給付費のほか、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。 ※ ⑤「通常の事業の実施地域」…客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ ⑥「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」…事業者は障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能です。 ※ ⑦「虐待の防止のための措置に関する事項」…虐待の防止に関する担当者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備及び従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものです。 ※ ⑧「その他運営に関する重要事項」…指定計画相談支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等(法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。	はい いいえ	計画基準 第19条 地域基準 第27条・第45条 障害児基準 第19条 計画基準解釈 通知第二の2の(15) 地域基準解釈 通知第二の2の(21) 障害児基準 解釈通知第二の2の(15)
22 勤務体制 の確保 共通	(1) 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 (2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員に相談支援の業務を担当させていますか。計画 障害児 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の地域移行(定着)支援従事者によって、地域移行支援を提供していますか。地域移行 地域定着	はい いいえ はい いいえ	計画基準 第20条 地域基準 第28条・第45条 障害児基準 第20条 計画基準解釈 通知第二の2の(16) 地域基準解釈 通知第二の2の

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。計画 障害児 ※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 ※ 障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに地域移行（定着）支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りではありません。地域移行 地域定着		(22) 障害児 基準 解釈通知第二の2 の(16)
	(3) サービスに係る業務の一部を他の地域移行（定着）支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 地域移行 地域定着	はい いいえ	地域 基準 第28条・第45条
	(4) 事業者は、相談支援専門員（地域移行（定着）支援従事者）の資質の向上のために、研修の機会（外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む。）を確保していますか。 ※ 研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関の研修、事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください（解釈通知）。 ※ 事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。 ※ 研修・会議は後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。	はい いいえ	計画 障害児 基準第20条 第3項 地域 基準 第28条第4項・ 第45条 計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(16)③ 地域 基準解釈 通知第二の2の (22)④
	(5) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。 ※事業所が講ずべき取組については次のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 b 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組（マニュアル策定、研修の実施等）を講ずることが望ましいです。	はい いいえ	計画 障害児 基準第20条 第4項 地域 基準 第28条第5項・ 第45条 計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(16) ④ 地域 基準解釈 通知第二の2の (22)⑤
23 業務継続 に向けた 取組の強 化につい て 共通	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフライン	はい いいえ	計画 障害児 基準第20条の2 地域 基準 第28条の2 第45条 計画 障害児 基準解釈通知 第二の2の(17) 地域 基準解釈 通知第二の2の (23)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	が停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携		
	(2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。	はい いいえ	
	(3) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい いいえ	
24 設備及び備品 共通	(1) 事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。	はい いいえ	計画基準 第 21 条 地域基準 第 29 条・第 45 条 障害児基準 第 21 条
	(2) 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。 ※ 専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。 ※ <u>事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応してください。</u>	はい いいえ	計画基準 通知第二の 2 の (18) 地域基準 通知第二の 2 の (24) 障害児基準 通知第二の 2 の (18)
	(3) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 ※ <u>相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造としてください。</u>	はい いいえ	
25 衛生管理 共通	(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ※ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。	はい いいえ	計画基準 第 22 条第 1 項 地域基準 第 30 条第 1 項・第 45 条 障害児基準 第 22 条 労働安全衛生法第 66 条
	(2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ※ 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じてください。 ※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源となり感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	はい いいえ	計画基準 第 22 条第 2 項 地域基準 第 30 条第 2 項・第 45 条
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テ	はい いいえ	計画基準 第 22 条第 3 項 地域基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
	テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ② 感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 ※ 専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めてください。 ※ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。（平常時の対策としては、衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。） ※ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。 ※ 事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 ※ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。		第30条第3項・第45条 計画 障害児 基準解釈通知第二の2の(19) 地域 基準解釈通知第二の2の(25)
26 揭示 共通	(1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員又は地域移行（定着）支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示していますか。 ※ 体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて揭示してください。計画 障害児 ※ 見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ※ 従業者の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごとの人数を揭示する趣旨であり、従業者の名前まで揭示することを求めるものではありません。 ※ 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで揭示に代えることができます。 共通	はい いいえ	計画 基準第23条 地域 基準第31条 第45条 障害児 基準第23条 計画 基準解釈通知第二の2の(20) 地域 基準解釈通知第二の2の(26) 障害児 基準解釈通知第二の2の(20)
	(2) (1)の重要事項の公表に努めていますか。	はい	

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ ホームページによる掲載等、適宜工夫してください。 ※ 体制整備加算に関する事項については、掲示だけでなく公表もしてください。 <u>計画</u> <u>障害児</u>	いいえ	
27 秘密保持 <u>共通</u>	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等を徴するなどの措置を講じてください。	はい いいえ	<u>計画</u> 基準第24条第1項 <u>地域</u> 基準第32条第1項・第45条 <u>障害児</u> 基準第24条
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。	はい いいえ	<u>計画</u> 基準第24条第2項 <u>地域</u> 基準第32条第2項・第45条 <u>障害児</u> 基準第24条
	(3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書（個人情報提供同意書）により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 ※ サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 ※ 個人情報保護方針等の説明に止まらず、書面で同意を得てください。	はい いいえ	<u>計画</u> 基準解釈通知第二の2の(21) <u>地域</u> 基準解釈通知第二の2の(27) <u>障害児</u> 基準解釈通知第二の2の(21)
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)」及び「個人情報の保護に関する法律のガイドライン(平成31年1月一部改正個人情報保護委員会)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はい いいえ	
28 広告 <u>計画</u> <u>障害児</u>	事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。	はい いいえ	<u>計画</u> 基準第25条 <u>障害児</u> 基準第25条
29-1 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止 <u>計画</u> <u>障害児</u>	(1) 事業者及び管理者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して福祉サービス事業者等サービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいませんか。 ※ 例えば、事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。	はい いいえ	<u>計画</u> 基準第26条第1項 <u>障害児</u> 基準第26条 <u>計画</u> 基準解釈通知第二の2の(22)の① <u>障害児</u> 基準解釈通知第二の2の(22)の①
	(2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはいませんか。 ※ 例えば、相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービス事業者による福祉サービスのみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。	はい いいえ	<u>計画</u> 基準第26条第2項 <u>障害児</u> 基準第26条 <u>計画</u> 基準解釈通知第二の2の(22)の② <u>障害児</u> 基準解釈通知第二の2の(22)の②

項目	点検のポイント	点検	根拠														
	(3) 事業者及びその従業者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	はい いいえ	計画基準 第 26 条第 3 項 障害児基準 第 26 条														
29-2 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止 地域移行 地域定着	(1) 事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	はい いいえ	地域基準 第 34 条第 1 項・ 第 45 条														
	(2) 事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	はい いいえ	地域基準 第 34 条第 2 項・ 第 45 条														
30 苦情解決 共通	(1) 提供したサービス又は計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※苦情受付体制を記載してください。 <table><tr><td></td><td>職名</td><td>氏名</td></tr><tr><td>苦情受付担当者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>苦情解決責任者</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第三者委員</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		職名	氏名	苦情受付担当者			苦情解決責任者			第三者委員					はい いいえ	計画基準 第 27 条第 1 項 地域基準 第 35 条・第 45 条 障害児基準 第 27 条第 1 項
		職名	氏名														
	苦情受付担当者																
苦情解決責任者																	
第三者委員																	
※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書)に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	計画基準解釈 通知第二の 3 の (23)の① 地域基準解釈 通知第二の 2 の (29)の① 障害児基準解 釈通知第二の 2 の(23)の①																
	(2) 苦情について、受付日、内容等を記録していますか。 ※ 対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。 ※ 当該記録は、5年間保存してください。 ※ 苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚生省通知・平成 29 年 3 月 7 日最終改正)を参考にしてください。	はい いいえ	計画 障害児 基準第 27 条 第 2～7 項 地域基準 第 35 条第 2～7 項・第 45 条 計画 障害児 基準解釈通知 第二の 2 の(23)の ②														
	(3) 市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。 ① 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査(実地指導等)に応じていますか。	はい いいえ															

項目	点検のポイント	点検	根拠
	また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。 ② 提供したサービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問(実地指導等)に応じていますか。 ③ 提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。 ④ 利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。 ⑤ 市町村長等から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。 ⑥ 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんのできる限り協力していますか。		
31 事故発生時の対応 共通	(1) 事業者は、サービス提供に際し事故が発生した場合は、市町村に報告し、利用者(当事者)の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。なお、事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。	はい いいえ	計画基準 第 28 条 地域基準 第 36 条・第 45 条 障害児基準 第 28 条 計画基準解釈 通知第二の 2 の(24)
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい いいえ	地域基準解釈 通知第二の 2 の(30) 障害児基準解釈 通知第二の 2 の(24)
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。	はい いいえ	
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 ※ 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)を参考にしてください。	はい いいえ	
32 虐待の防止 共通	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 ③ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待防止委員会の役割は、下記の3です。 ・ 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)	はい いいえ	計画基準 第 28 条の 2 地域基準 第 36 条の 2 第 45 条 障害児基準 第 28 条の 2 計画基準解釈 通知第二の 2 の(25) 地域基準解釈 通知第二の 2 の(31)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	・ 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) ※ 専任の虐待防止担当者(必置)を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。なお、法人単位での委員会設置も可能です。 ※ 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。 ※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要です。 ※ 虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。 ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ※ 事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。		障害児基準 解釈通知第二の2 の(25)
33 会計の区分 共通	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい いいえ	計画基準 第29条 地域基準 第37条・第45条 障害児基準 第29条
34 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい いいえ	計画基準 第30条 地域基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
共通	(2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、サービスを提供した日から少なくとも5年以上保存していますか。 計画 障害児 ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③ 市町村への通知に係る記録(項目19参照) ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 地域移行 地域定着 ① 提供した地域移行(定着)支援に係る必要な事項の提供の記録 ② サービス等利用計画 ③ 市町村への通知に係る記録(項目19参照) ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はい いいえ	第38条・第45条 障害児基準第30条 計画基準解釈通知第二の2の(27) 地域基準解釈通知第二の2の(33) 障害児基準解釈通知第二の2の(27)
35 連絡調整 に対する 協力 地域移行 地域定着	サービスの利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 ※ 市町村又は特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力してください。	はい いいえ	地域基準第8条・第45条 地域基準解釈通知第二の2の(4)
36 心身の状 況等の把 握 地域移行 地域定着	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい いいえ	地域基準第12条・第45条
37 障害福祉 サービス事 業者等と の連携 地域移行 地域定着	(1) サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 (2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ はい いいえ	地域基準第13条第1項・第45条 地域基準第13条第2項・第45条
38 サービス提 供の記録 地域移行 地域定着	(1) サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該サービスの提供の都度、記録していますか。 (2) (1)の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。	はい いいえ はい いいえ	地域基準第15条第1項・第45条 地域基準第15条第2項・第45条

項目	点検のポイント	点検	根拠
39 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲 地域移行 地域定着	(1) 事業者が利用者に対して金銭の支払いを求める場合、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。 ※ 曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。 ※ 次の要件を満たす場合、利用者に金銭の支払いを求めることは差し支えありません。 ① サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ② 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	はい いいえ	地域基準第 16 条第 1 項・第 45 条 地域基準解釈通知第二の 2 の (10)
	(2) (1)により金銭の支払を求める際は、金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得ていますか。		地域基準第 16 条第 2 項・第 45 条
40 地域移行支援計画の作成 地域移行	(1) 事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成していますか。 ※ 地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載してください。 なお、地域移行支援計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	はい いいえ	地域基準第 20 条第 1 項
	(2) 地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしていますか。		地域基準第 20 条第 2 項
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。	はい いいえ	地域基準第 20 条第 3 項
	(4) アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	はい いいえ	地域基準第 20 条第 3 項
	(5) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成していますか。 ※ 地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めてください。	はい いいえ	地域基準第 20 条第 4 項
	(6) 計画作成会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めていますか。		地域基準第 20 条第 5 項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 計画作成会議とは、地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者等を招集して行う会議（利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をいいます。 ※ 個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられますが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えありません。 なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければなりません。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えありません。		
	(7) 地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい いいえ	地域基準第 20 条第 6 項
	(8) 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び利用者等に対して指定計画相談支援を行う相談支援事業者に交付していますか。 ※ 交付した地域移行支援計画は、5年間保存してください。	はい いいえ	地域基準第 20 条第 7 項
	(9) 地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っていますか。 ※ 地域移行支援計画の変更について、(2)から(8)までを準用してください。	はい いいえ	地域基準第 20 条第 8 項、第 9 項
41 地域における生活に移行するための活動に関する支援	(1) 利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めていますか。	はい いいえ	地域基準第 21 条第 1 項
地域移行	(2) 利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行っていますか。 ※ 利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいいます。	はい いいえ	地域基準第 21 条第 2 項 地域基準解釈通知第二の 2 の (15)の②
	(3) サービスの提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、各担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めていますか。	はい いいえ	地域基準解釈通知第二の 2 の (15)の②
42 障害福祉	障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。	はい	地域基準第 22 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
サービスの体験的な利用支援 地域移行	※ 障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、同行による支援を行ってください。また、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター及び委託先の障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ってください。	いいえ	地域基準 解釈通知第二の 2 の (16)
43 体験的な宿泊支援 地域移行	(1) 体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。 ① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。 ※ 体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施してください。 ※ 体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。	はい いいえ	地域基準 第 23 条第 1 項 地域基準 解釈通知第二の 2 の (17)の①、③
	(2) 体験的な宿泊支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 ※ 体験的な宿泊支援について、地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができます。	はい いいえ	地域基準 第 23 条第 2 項 地域基準 解釈通知第二の 2 の (17)の②
44 関係機関との連絡調整 地域移行	サービスを提供するに当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っていますか。 ※ 住居の確保や行政機関の手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行ってください。	はい いいえ	地域基準 第 24 条 地域基準 解釈通知第二の 2 の (18)
45 情報の提供 地域移行 地域定着	(1) 利用希望者が、サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 (2) 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。 (3) 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 ※ 障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成 30 年 4 月より義務化されました。 ※ 報告の期限は、報告年度の 7 月末日です。(4 月 1 日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から 1 か月以内) ※ 報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。	はい いいえ はい いいえ はい いいえ	地域基準 第 33 条第 1 項・第 45 条 地域基準 第 33 条第 2 項・第 45 条 法第 76 条の 3

項目	点検のポイント	点検	根拠
46 地域定着 支援台帳 の作成	(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成していますか。	はい いいえ	地域基準 第42条第1項
地域定着	(2) 地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第42条第2項
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第42条第3項
	(4) アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	はい いいえ	地域基準 第42条第3項
	(5) 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第42条第4項
	※ 地域定着支援台帳の変更について、(2)から(4)までを準用してください。		地域基準 第42条第5項
47 常時の連 絡体制の 確保	(1) 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していますか。	はい いいえ	地域基準 第43条第1項
地域定着	※ 「常時の連絡体制の確保」は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能です。		地域基準解釈 通知第三の2の (3)
	(2) 適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握していますか。	はい いいえ	地域基準 第43条第2項
	※ 利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握してください。		地域基準解釈 通知第三の2の (3)
48 緊急の事 態における 支援	(1) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第44条第1項
地域定着	(2) (1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じていますか。	はい いいえ	地域基準 第44条第2項
	※ 一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行ってください。		地域基準解釈 通知第三の2の (4)の①
	(3) 一時的な滞在による支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。 ① 利用者が一時的な滞在进行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。	はい いいえ	地域基準 第44条第3項
	(4) 一時的な滞在による支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。	はい	地域基準 第44条第4項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 地域定着支援事業者が事業所の宿直室等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用できます。	いいえ	地域基準解釈通知第三の2の(4)の③
第5 その他			
49 変更の届出 共通	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に市長(障がい福祉課)に届け出ていますか。 ※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧」の項目に掲載している事項に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。 ※ 計画相談支援費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月15日までに届出が必要です。 ※ 事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出てください。	はい いいえ	法第51条の25第1項 児福法第24条の32第1項 平18障発第1031001号厚労省部長通知